第68回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2026年５月26日（火曜日）午前10時
受付開始：午前９時

開催場所 愛知県豊田市吉原町平子26番地　当社本社
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

目　次

第68回定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 6
連結計算書類及び計算書類…… 23
監査報告…… 27
株主総会参考書類…… 33
（会社提案）
第１号議案　剰余金の処分の件…… 33
第２号議案　取締役６名選任の件…… 34
第３号議案　補欠監査役１名選任の件 41
（株主提案）
第４号議案　社外取締役選任の件…… 42

富士精工株式会社

証券コード：6142

証券コード　6142
2026年５月11日
（電子提供措置の開始日）　2026年４月28日

株　主　各　位

愛知県豊田市吉原町平子26番地
富士精工株式会社
代表取締役会長
兼　社　長　森　　誠

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.c-max.co.jp/ir/stock/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/6142/teiji/

【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報）】
https://www.nse.or.jp/listing/search/

「銘柄名」に「富士精工」または証券「コード」に「6142」（半角）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年５月25日（月曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　**2026年５月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時）**

2．場　　所　愛知県豊田市吉原町平子26番地　当社本社

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第68期（2025年３月１日から2026年２月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第68期（2025年３月１日から2026年２月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案（第１号議案から第３号議案まで）】

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

【株主提案（第４号議案）】

第４号議案　社外取締役選任の件

本株主総会で上程されている議案には、会社が提案している議案（第１号議案から第３号議案まで）及び株主様が提案している議案（第４号議案）が含まれております。議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は、株主様が提案している第４号議案について**反対**しております。当社取締役会の当該議案に対する意見は、第４号議案末に記載しておりますのでご確認ください。

以　上

◎当社定款第19条において、取締役の員数について、「当会社の取締役は、８名以内とする。」と定められております。他方、会社提案（第２号議案）では取締役６名の選任を、株主提案（第４号議案）では取締役３名の選任を、それぞれ提案しております。各議案の候補者（合計９名）が選任されると、当社の定款に定める取締役の員数の上限を超えてしまうことになります。そのため、原則として、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任させていただきますが、採決の結果、出席株主の議決権の過半数のご賛同を得た候補者が定款に定める取締役員数の上限を超えた場合には、賛成の議決権の個数の多い取締役候補者から順に上限員数まで選出するものといたします。なお、全議案を通じまして、株主のみなさまによる賛成の議決権行使の上限を設定することはいたしません。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本書面をご持参くださいますようお願い申しあげます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎お身体が不自由な株主様におかれましては、当日の車いすのサポートや座席への誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合や、同伴の方がいらっしゃる場合には、5月21日までにご連絡をお願い申し上げます。また、車いすの方がご利用いただけるお手洗いがございませんので、事前にお済ませの上、お越しください。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

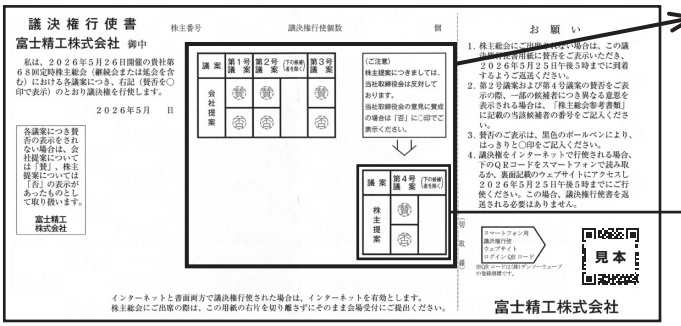
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。
◆インターネットで議決権を行使される場合
行使期限：2026年５月25日（月）午後５時入力完了分まで
◆書面（郵送）で議決権を行使される場合
行使期限：2026年５月25日（月）午後５時到着分まで
◆株主総会にご出席される場合
日時：2026年５月26日（火）午前10時（受付開始：午前９時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については、反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。


議決権行使書
富士精工株式会社 御中
株主番号　議決権行使個数　個
私は、２０２６年５月２６日開催の貴社第６８回定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
２０２６年５月　日
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
富士精工株式会社
議案 / 第１号議案 / 第２号議案 / 第３号議案 / 第４号議案（下の欄参照）
会社提案 / 株主提案
（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。当社取締役会の意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
お願い
1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２６年５月２５日午後５時までに到着するようご返送ください。
2. 第２号議案および第４号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3. 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２６年５月２５日午後５時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード
見本
インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。
富士精工株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合：**「賛」**の欄に○
- 反対の場合：**「否」**の欄に○

第４号議案は株主様からの提案によるものです。当社取締役会はこの議案に**反対**しております。当社取締役会意見に関する詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考資料」をご参照ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

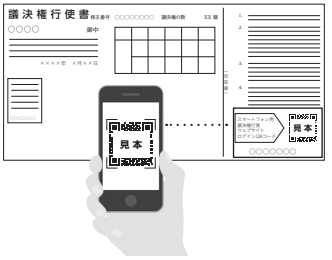
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

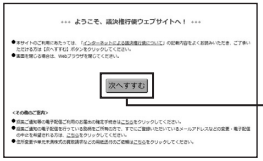
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

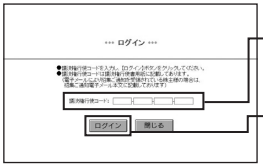
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

事　業　報　告

（2025年３月１日から
2026年２月28日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中間の通商摩擦の長期化に加え、中東およびウクライナ情勢を背景とした地政学的リスクの高まりにより、先行き不透明な状況が続きました。特に、2025年４月より導入された米国による追加関税措置の発動および通商政策の不確実性の高まりが、世界的な貿易・投資活動を抑制する形となり、当社グループの受注環境は依然として不透明感が続いております。

わが国経済におきましては、企業収益の底堅さや雇用環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調を維持しました。もっとも、エネルギー価格や原材料価格は継続的に上昇しており、ならびに物価上昇による実質所得の伸び悩みが個人消費の回復を抑制し、企業の投資判断においても慎重な姿勢が見られました。設備投資は、人手不足対応や省力化・デジタル関連投資を中心に増加傾向を維持したものの、外需の不透明感や為替動向を背景に、先行きに対する警戒感は依然として残る状況となりました。

当社グループの主要な取引先であります自動車産業界におきましては、世界的な自動車生産・販売台数は回復基調にあるものの、米国向け輸出に対する関税負担の増加や、中国市場における競争激化の影響を受け、事業環境は依然として厳しい状況が続きました。また、各自動車メーカーは、電動化対応を継続しつつも、EV需要の伸び鈍化を受けてハイブリッド車を含む多様なパワートレイン戦略の見直しが求められる局面となりました。

このような状況のもと、当社グループは事業再編を加速させるとともに、設備投資による自動化、省力化を推進し、生産性向上に取り組んでおり、これらの施策を通じて、売上最大、経費最小、時間最短活動を継続的に展開しております。また、前連結会計年度において減損損失を計上したことにより、当連結会計年度の固定資産減価償却費が減少しております。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は20,465百万円（前連結会計年度比4.2％増）、営業利益は233百万円（前連結会計年度は368百万円の営業損失）、経常利益は481百万円（前連結会計年度比343.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は692百万円（前連結会計年度は3,761百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度（自2024年３月１日 至2025年２月28日）		当連結会計年度（自2025年３月１日 至2026年２月28日）		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
日本	7,911	40.3	8,505	41.6	593	7.5
アジア	5,130	26.1	4,993	24.4	△136	△2.7
北米・中米	3,467	17.6	3,547	17.3	79	2.3
オセアニア	2,348	12.0	2,610	12.8	262	11.2
欧州	790	4.0	807	3.9	17	2.2
合計	19,648	100.0	20,465	100.0	816	4.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,081百万円であり、その主なものは、当社本社工場製造設備等114百万円、鹿児島工場製造設備等124百万円、オセアニア子会社の工場製造設備等292百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの借入につきましては、短期借入金6,729百万円、長期借入金300百万円の資金調達をいたしました。

また、返済につきましては、短期借入金6,496百万円、長期借入金226百万円を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2025年12月22日付で広州富士工具有限公司の出資金譲渡が完了し、連結子会社から除外されました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2023年２月期 第65期	2024年２月期 第66期	2025年２月期 第67期	2026年２月期 第68期 (当連結会計年度)
売上高	19,747百万円	21,424百万円	19,648百万円	20,465百万円
経常利益	671百万円	924百万円	108百万円	481百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	188百万円	174百万円	△3,761百万円	692百万円
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	52円74銭	48円69銭	△1,051円78銭	209円34銭
総資産	28,141百万円	28,704百万円	25,115百万円	28,276百万円
純資産	23,756百万円	24,416百万円	20,427百万円	22,343百万円
１株当たり純資産	5,921円20銭	6,154円11銭	5,289円54銭	6,500円15銭

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
富士エンジニアリング株式会社	50,000	100.0	機械工具の設計及び販売、機械の販売
	千米ドル		
アキュロムU.S.A.インコーポレーテッド	6,951	100.0	超硬工具等の製造及び販売
	千ウォン		
韓富エンジニアリング株式会社	2,300,000	97.5	超硬工具等の製造及び販売
	千豪ドル		
サンセルP．T．Y．リミテッド	4,143	97.6	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
	千元		
大連富士工具有限公司	52,970	96.6	超硬工具等の製造及び販売
	千ルピア		
P．T．フジプレシシツールインドネシア	18,683,200	75.0	超硬工具等の製造及び販売
	千ズロチ		
アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社	11,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
	千元		
長春韓富工具有限公司	12,719	100.0 (100.0)	超硬工具等の製造及び販売
	千ペソ		
アキュロムメキシコ株式会社	27,000	100.0	超硬工具等の製造及び販売
	千バーツ		
フジセイコウタイランド株式会社	106,000	51.0	超硬工具等の製造及び販売
	千ルピー		
韓富インド有限会社	48,999	91.0 (91.0)	超硬工具等の製造及び販売
	千円		
志賀機械工業株式会社	48,000	100.0	専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

(注) 1．議決権比率の（ ）内は、間接所有比率で内数であります。
2．広州富士工具有限公司は、2025年12月22日付で出資譲渡が完了し、連結子会社から除外されました。

⑷ 対処すべき課題

世界的には、中国経済の成長鈍化に加え、ウクライナ情勢や中東情勢の緊張激化による懸念が継続しております。また、中国政府による重要鉱物の輸出規制強化の影響により、超硬合金の主原料であるタングステンの供給が不安定になってきております。当社グループの主要な取引先であります自動車産業界においても、タングステンを使用したアイテムの安定供給ができなくなる可能性があり、代替となる超硬素材の調達が急務となっております。

自動車産業界においては電動化も進んできておりますが、ハイブリッド車のニーズも強く、引き続き当社が持つ技術を生かしたビジネスに展開できるものと考えております。より付加価値の高い需要を取り込むべく、電動車向けやハイブリッド車向け工具の開発と強化を進め、生産設備の自動化により収益性を向上させることで価格競争力を高め、当社グループの成長と企業価値向上を目指します。

当社グループは以下の「長期経営ビジョン」に基づき、行動してまいります。

(1) 時代が変わっても変わらないものは「創業の心」であり、当社に関わるすべての人にとって価値ある会社、信頼感ある会社を目指します
(2) 「ものづくり現場の困りごと解決企業」としてお客様との結びつきを大事にし、培ってきた職人の志と新しい技術によって、お客様のものづくりの生産性を最大限に引き出す企業であり続けます
(3) ものづくり現場に関わる工具・治具・装置等の製造販売ならびに周辺技術のサービス提供をおこなうことを当社グループの主要ビジネスとしており、これを拡大してまいります
(4) 国際社会の一員として、当社の事業活動を通じて社会的な責任を果たしてまいります
(5) 当社は、事業活動で生じるスコープ１．２のCO_2排出量を、2035年までに実質０にする目標を掲げて取組みを行います
(6) 企業コンセプト「C-max」に新たな意味づけを行い、新しい事業へのキーワードとしてサステナビリティ（持続可能な成長）を目指してまいります
(7) 厳しいビジネス環境においては従業員の活力が重要と考え、個人の能力アップや新たな人材の確保をはかり、充実した“働く環境づくり”を進めてまいります
(8) 成長投資、経営基盤強化、株主還元のバランスを確保しながら経営資源を適切に配分し、持続的な企業価値の向上につとめます

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2026年２月28日現在）

当社グループは、当社、子会社12社及び関連会社１社で構成され、超硬工具関連（ホルダー、チップ、バイト、カッター・ドリル・リーマ）、自動車部品関連、包装資材関連、その他の製造及び販売ならびにこれらに付随する事業を行っております。

事業区分	事業内容
超硬工具関連事業	超硬工具等の製造及び販売
自動車部品関連事業	自動車用試作部品の製造及び販売
包装資材関連事業	緩衝梱包材、断熱材、保冷剤の製造及び販売
その他事業	機械工具の設計及び販売、機械の販売、金型の製造及び販売 専用工作機械、汎用工作機械等の製造及び販売

⑹ **主要な営業所及び工場**（2026年２月28日現在）

① 当社

本社及び本社工場（愛知県豊田市）
熊本工場（熊本県菊池郡）
鹿児島工場（鹿児島県霧島市）
関東営業所（神奈川県厚木市）
富士営業所（静岡県富士市）

② 子会社

国内

富士エンジニアリング株式会社　本社　愛知県豊田市
志賀機械工業株式会社　本社　愛知県知立市

海外

アキュロムU．S．A．インコーポレーテッド　本社　米国　ケンタッキー州レキシントン市
韓富エンジニアリング株式会社　本社　韓国　忠清南道天安市
サンセルP．T．Y．リミテッド　本社　豪州　ビクトリア州カラムダウンズ市
大連富士工具有限公司　本社　中国　遼寧省大連市
P．T．フジプレシシツールインドネシア　本社　インドネシア共和国　西部ジャワ州ブカシ県
アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社　本社　ポーランド　イェルチ・ラスコビツェ市
長春韓富工具有限公司　本社　中国　吉林省長春市
アキュロムメキシコ株式会社　本社　メキシコ　アグアスカリエンテス州ヘススマリア市
フジセイコウタイランド株式会社　本社　タイ　アユタヤ県
韓富インド有限会社　本社　インド　タミル・ナードゥ州カーンチープラム県

⑺ **使用人の状況**（2026年２月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,169（116）名	△46（△3）名

（注） 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外部への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
390（70）名	△16（−）名	43.8歳	21.4年

（注） 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除く）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年２月28日現在）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	281百万円
株式会社あいち銀行	270
株式会社大垣共立銀行	214
碧海信用金庫	196
株式会社百五銀行	140

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2026年２月28日現在）

① 発行可能株式総数　　10,000,000株
② 発行済株式の総数　　4,306,778株 (自己株式1,113,306株を含む)
③ 株主数　　1,831名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社シーマックス	236千株	7.3%
株式会社晃永	210	6.5
森　誠	132	4.1
内藤　征吾	129	4.0
岡　秀朋	125	3.9
森　仁志	92	2.8
富士精工従業員持株会	87	2.7
明治安田生命保険相互会社	56	1.7
株式会社ユーエフツール	48	1.5
株式会社DMM．com証券	47	1.4

(注)　当社は、自己株式1,113,306株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年２月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	森　誠	有限会社シーマックス　代表取締役社長
常務取締役営業部門長	篠田直毅	
取締役	森　仁志	有限会社シーマックス　代表取締役
取締役	浅野佳孝	
取締役	小川桂子	ユニオンツール株式会社　執行役員マーケティング本部長
取締役	近藤隆弘	
常勤監査役	神谷幹典	
監査役	平野　徹	弁護士
監査役	木村元泰	公認会計士、税理士 木村元泰会計事務所　所長 株式会社ＪＢイレブン　社外取締役（監査等委員） 株式会社グルメ杵屋　社外取締役

（注）１．取締役浅野佳孝氏、小川桂子氏及び近藤隆弘氏は、社外取締役であります。
２．監査役平野徹氏及び木村元泰氏は、社外監査役であります。
３．監査役木村元泰氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は取締役浅野佳孝氏、小川桂子氏及び近藤隆弘氏、監査役平野徹氏及び木村元泰氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a.固定報酬に関する方針

固定報酬は月額固定制とし、報酬の水準につきましては、当社の業績、類似業種における他社水準や従業員水準との比較等を考慮しつつ、総合的に勘案して算定しております。

b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識と連動性を高めるため、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした現金報酬を賞与として支給します。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等につきましては、ストックオプション制度を採用しています。発行する新株予約権につきましては、割当日における新株予約権１個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額としております。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。

d.報酬等の割合に関する方針

取締役の報酬は、職責の重要性に鑑み、報酬の業績連動性を高めるため、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね25％としております。

社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合を概ね18％としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
　固定報酬は月額固定制とし、個々の役位、職責、毎事業年度末に実施する職務遂行要件の個別評価等を総合考慮のうえで報酬額を決定し、報酬限度額の範囲内で毎月定額が支払われます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項
　個人別の取締役の報酬額につきましては、決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬諮問委員会において、各人の担当分野や業績に基づき、報酬総額の限度内で報酬額を協議し、その答申を経て、取締役会で審議・決定しています。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	65 (11)	65 (11)	— (—)	— (—)	7 (3)
監査役 （うち社外監査役）	20 (7)	20 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	85 (18)	85 (18)	— (—)	— (—)	10 (5)

（注）1．上表には、2025年５月27日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．業績連動報酬等に係る業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、一定の支給率を乗じて算出しております。当該指標を採用している理由としては、当社グループの経営管理を責任範囲に持たせるためであります。なお、当事業年度におきましては、当社の業績等を勘案し、業績連動報酬等は不支給であります。
4．取締役の報酬限度額は、1987年５月28日開催の第29回定時株主総会において月額1,300万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役１名）であります。
5．監査役の報酬限度額は、2007年５月17日開催の第49回定時株主総会において月額350万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役２名）であります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・木村元泰会計事務所、株式会社ＪＢイレブン及び株式会社グルメ杵屋と当社との間には特別の関係はありません。

・ユニオンツール株式会社は当社との間に商品供給等の取引関係があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	浅野　佳孝	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。自動車業界における豊富な経験と企業経営に関する高い識見を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしております。
取　締　役	小川　桂子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。ユニオンツール株式会社のマーケティング本部長として活躍しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしております。
取　締　役	近藤　隆弘	2025年５月27日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。グローバル経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしております。
監　査　役	平野　　徹	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監　査　役	木村　元泰	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の回数のほか、取締役会決議があったとみなす書面決議が３回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　かがやき監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,700

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
3．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社は、コンプライアンス体制の基盤を、法令や社会規範、経営理念や経営基本方針、各種社内規程等におき、これらを順守した事業活動を行うことを旨とします。

2．当社は、コンプライアンス推進と統括にあたる組織の設置と、コンプライアンス規程やこれに関連する諸方針・マニュアル等の制定・周知を通じて、関係者のコンプライアンス意識や行動の浸透を図ります。

3．当社は、法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し、適切に処理・ 是正を図るため、社内及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置します。また、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行いません。

4．取締役は、財務報告の信頼性を確保し、会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備・運用します。

5．監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。

6．内部監査室は、業務執行部門から独立し、富士精工グループにおける業務の適正性及び効率性を監査します。

7．当社は、取締役・監査役・執行役員・内部監査室・コンプライアンス統括部署によって構成する内部統制審議会を定期開催し、コンプライアンスや経営リスクに関する情報共有や諸課題の解決にあたります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．当社は、取締役会のほか重要な会議における意思決定に係る議事録・稟議書類などの取締役の職務執行に係る文書を、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程に基づき適切に保存・管理します。

2．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．当社は、代表取締役社長を最高責任者とし、管理部門長が統括するリスク管理担当部署を設置して、全社横断的なリスク管理を推進します。

2．当社は、取締役会や内部統制審議会を通じて、富士精工グループの事業活動に影響を及ぼすと考えられるリスクを予見・把握・評価し、必要に応じて対応策を協議し、その回避・軽減・移転その他必要な措置を講じます。

3．当社は、事業活動に重大な影響を及ぼす危機の発生に備え、危機管理マニュアルを定め、迅速かつ的確な危機対応・再発防止を行うことにより、損失の拡大防止・最小化に努めます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社は、取締役会を原則として１か月に１度、その他必要に応じて適宜開催します。
2．職務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限基準等で、責任者とその責任・権限を定めて業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。
3．中期経営計画・年度経営計画を策定し、取締役会がこれを決定します。部門長のもと、各部門は当該計画・年度社方針に沿った方針・目標を策定し、その実施状況を取締役会を始めとする重要会議でレビュー、必要に応じた改善等を行うことで、取締役の職務の効率性を確保します。
4．当社は、独立性を有する社外取締役を継続して選任し、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上に努めます。

⑤　富士精工グループにおける業務の適正を確保するための体制

1．当社は、関係会社における職務執行状況を的確に把握するため、担当役員制を採用します。業務執行取締役・業務執行役員は、担当する関係会社の監視・監督を担い、関係会社から適時適切に職務執行の報告を受けるものとします。
2．関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して、定期開催される関係会社会議を通じて取締役を始めとする関係者に報告します。また、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等については、取締役会・内部統制審議会で報告し、対応策等を決定することで、関係会社の職務執行が効率的に行われる体制を確保します。
3．内部監査室は、内部監査規程に基づき、関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役社長に報告します。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、代表取締役社長を通じて、取締役会・内部統制審議会に遅滞なく報告します。

⑥　監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

1．取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を選任し、必要な設備・施設・予算を確保します。
2．取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。
3．監査役補助者は、取締役からの独立性確保のため、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。

⑦　取締役及び従業員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1．取締役は、監査役が取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営・事業運営上の重要事項や業務執行の状況・結果について、監査役に報告します。

2．取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告します。

3．取締役及び従業員等は、監査役に対する報告が通常の職制を通じた報告であるか否かを問わず、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対し一切の不利益な取扱いを行いません。

4．代表取締役社長は、企業倫理ヘルプラインの適切な運用を図り、当該内容は監査役へ適切に報告します。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．代表取締役社長と会計監査人は、監査役の効果的な監査業務遂行を支援するため、対処すべき課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について、監査役との定期的な意見交換を行います。

2．監査役は、内部監査室から内部監査の経過や結果について報告を受けるとともに、会計監査人から会計監査の内容について随時説明を受けるなど情報交換を行い、相互連携を図ります。

3．取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにするなど、監査環境の整備に努めます。

4．監査役の職務の執行に係る費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きによって速やかに支払います。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

1．内部統制システム全般に関する事項

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、関係会社会議を年２回開催し、関係会社の経営環境、財政状態、経営成績、職務執行状況、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク等を確認・監督いたしております。

内部統制システム全般の整備・運用状況については、内部監査室が継続的にモニタリングを実施し、改善・強化に取り組んでおります。

2．コンプライアンスに関する事項

法令違反行為などコンプライアンスに関する問題を早期に発見し､適切に処理・是正を図るため、内部通報制度として当社総務部を通常相談窓口とするほか、第三者機関を特別相談窓口とする「企業倫理ヘルプライン」を設置しております。

3．監査役に関する事項

監査役は当社グループの重要会議に出席して職務遂行状況に関する報告を受けるとともに、取締役、会計監査人、内部監査責任者と適宜意見交換を行っております。

⑺ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2026年２月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**16,421,544**	**流動負債**	**3,191,065**
現金及び預金	9,345,945	支払手形及び買掛金	768,927
受取手形及び売掛金	2,891,906	短期借入金	819,697
電子記録債権	638,225	一年内返済予定長期借入金	197,564
有価証券	516,707	未払法人税等	97,454
商品及び製品	1,196,036	賞与引当金	133,226
仕掛品	719,430	その他	1,174,194
原材料及び貯蔵品	640,546	**固定負債**	**2,742,529**
その他	486,849	長期借入金	128,750
貸倒引当金	△14,103	繰延税金負債	1,648,052
固定資産	**11,855,275**	退職給付に係る負債	541,633
有形固定資産	**6,291,624**	その他	424,093
建物及び構築物	1,640,581	**負債合計**	**5,933,594**
機械装置及び運搬具	2,200,908	**（純資産の部）**	
土地	1,869,667	**株主資本**	**15,639,249**
建設仮勘定	25,416	資本金	2,882,016
使用権資産	281,070	資本剰余金	3,692,694
その他	273,981	利益剰余金	10,576,510
無形固定資産	**72,930**	自己株式	△1,511,971
投資その他の資産	**5,490,721**	**その他の包括利益累計額**	**5,118,809**
投資有価証券	3,288,432	その他有価証券評価差額金	1,696,037
長期貸付金	9,288	為替換算調整勘定	2,418,008
繰延税金資産	255,405	退職給付に係る調整累計額	1,004,764
退職給付に係る資産	1,845,957	**非支配株主持分**	**1,585,166**
その他	116,483	**純資産合計**	**22,343,225**
貸倒引当金	△24,846		
資産合計	**28,276,819**	**負債純資産合計**	**28,276,819**

連結損益計算書

（2025年3月 1日から 2026年2月28日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**20,465,054**
売上原価		**15,737,124**
売上総利益		**4,727,929**
販売費及び一般管理費		**4,494,080**
営業利益		**233,849**
営業外収益		
受取利息	131,769	
受取配当金	45,365	
持分法による投資利益	38,906	
技術指導料	20,371	
その他	44,531	280,944
営業外費用		
支払利息	13,052	
為替差損	17,480	
その他	2,951	33,484
経常利益		**481,309**
特別利益		
固定資産売却益	25,221	
投資有価証券売却益	204,539	
関係会社出資金売却益	505,479	735,239
特別損失		
固定資産除売却損	15,941	
減損損失	12,417	
関係会社事業損失	68,326	96,686
税金等調整前当期純利益		**1,119,863**
法人税、住民税及び事業税	229,375	
法人税等調整額	166,606	395,981
当期純利益		**723,881**
非支配株主に帰属する当期純利益		30,887
親会社株主に帰属する当期純利益		**692,993**

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,888,806**	**流動負債**	**1,937,916**
現金及び預金	3,522,668	買掛金	454,264
受取手形	3,890	短期借入金	679,000
電子記録債権	609,997	一年内返済予定長期借入金	190,000
売掛金	1,378,355	未払金	83,942
有価証券	305,683	未払費用	254,527
商品及び製品	318,743	未払法人税等	55,327
仕掛品	470,682	預り金	33,441
原材料及び貯蔵品	100,565	賞与引当金	114,995
前払費用	47,034	その他	72,416
未収入金	54,781	**固定負債**	**992,767**
関係会社短期貸付金	60,000	長期借入金	80,000
その他	16,401	繰延税金負債	829,175
固定資産	**9,318,633**	長期未払金	81,274
有形固定資産	**2,126,519**	その他	2,316
建物	580,027	**負債合計**	**2,930,683**
構築物	75,671	**(純資産の部)**	
機械及び装置	746,081	**株主資本**	**11,580,718**
工具、器具及び備品	53,389	**資本金**	**2,882,016**
土地	671,349	**資本剰余金**	**4,162,607**
無形固定資産	**21,453**	資本準備金	4,132,557
ソフトウェア	21,453	その他資本剰余金	30,049
投資その他の資産	**7,170,660**	**利益剰余金**	**6,048,066**
投資有価証券	3,069,402	利益準備金	413,560
関係会社株式	2,037,525	その他利益剰余金	5,634,505
出資金	52,785	別途積立金	4,080,000
関係会社出資金	1,573,448	繰越利益剰余金	1,554,505
関係会社長期貸付金	380,000	**自己株式**	**△1,511,971**
前払年金費用	441,417	**評価・換算差額等**	**1,696,037**
その他	20,927	その他有価証券評価差額金	1,696,037
貸倒引当金	△404,846	**純資産合計**	**13,276,756**
資産合計	**16,207,439**	**負債純資産合計**	**16,207,439**

損 益 計 算 書

（2025年3月 1日から 2026年2月28日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**10,108,126**
売上原価		**8,276,175**
売上総利益		**1,831,950**
販売費及び一般管理費		**1,999,048**
営業損失		**167,097**
営業外収益		
受取利息及び配当金	760,376	
為替差益	71,923	
受取技術援助料	45,063	
その他	23,707	901,070
営業外費用		
支払利息	7,321	
その他	1,203	8,524
経常利益		**725,448**
特別利益		
固定資産売却益	3,328	
投資有価証券売却益	204,539	
関係会社出資金売却益	230,206	438,074
特別損失		
固定資産除売却損	12,304	12,304
税引前当期純利益		**1,151,217**
法人税、住民税及び事業税	45,523	
法人税等調整額	52,169	97,693
当期純利益		**1,053,524**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年４月21日

富　士　精　工　株　式　会　社
　取締役会　御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　肥　田　晴　司

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　林　　克　　則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、富士精工株式会社の2025年３月１日から2026年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切

であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年４月21日

富　士　精　工　株　式　会　社
　取締役会　御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　肥　田　晴　司

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　林　　克　則

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、富士精工株式会社の2025年３月１日から2026年２月28日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年３月１日から2026年２月28日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年４月23日

富士精工株式会社　監査役会

常勤監査役　神　谷　幹　典　㊞

社外監査役　平　野　　徹　㊞

社外監査役　木　村　元　泰　㊞

以　上

株主総会参考書類

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社個人株主1名より、本株主総会おける議案として、取締役の選任に関する株主提案を行う旨の書面を受領しております。当社取締役会は、本提案株主様が提案している第４号議案について反対しております。当社取締役会の当該議案に対する意見は、議案末に記載しておりますのでご確認ください。

議案及び参考事項
＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

企業体質の強化を図るため内部留保の充実に気を配りつつ、安定的な配当の維持を基本とし、業績や配当性向等を勘案して決定して、以下のとおり期末配当をいたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭
⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　１株につき金15円
　　配当総額　　47,902,080円
⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年５月27日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	属性	候補者に期待する知見・経験・専門性					
				企業経営	国際性	営業	財務会計	技術品質	法務リスク
1	森（もり）　誠（まこと）	代表取締役会長兼社長	【再任】	○	○	○	○	○	
2	森（もり）　仁志（ひとし）	取締役	【再任】	○	○		○		○
3	篠田（しのだ）　直毅（なおき）	常務取締役	【再任】	○	○	○		○	
4	蓮沼（はすぬま）　義浩（よしひろ）	常務執行役員	【新任】		○			○	
5	小川（おがわ）　桂子（けいこ）	取締役	【再任】 【社外】 【独立】	○		○	○		○
6	近藤（こんどう）　隆弘（たかひろ）	取締役	【再任】 【社外】 【独立】	○	○	○			○

候補者番号 1 再任 森（もり） 誠（まこと） (1948年1月16日生) ■所有する当社の株式数 132,700株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	1971年３月　当社入社 1982年３月　当社本社工場長 1982年５月　当社取締役本社工場長 1987年５月　当社常務取締役 1994年５月　当社専務取締役 1997年５月　当社代表取締役社長 1997年10月　アキュロムU．S．A．インコーポレーテッド取締役 2000年２月　富士エンジニアリング株式会社取締役 2000年７月　有限会社シーマックス代表取締役社長（現任） 2011年４月　大連富士工具有限公司副董事長 2012年８月　富士エンジニアリング株式会社取締役会長 2018年５月　当社代表取締役会長 2023年５月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 2024年１月　大連富士工具有限公司董事長（現任） ［重要な兼職の状況］ 有限会社シーマックス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

・森　誠氏は、1982年から当社取締役本社工場長、1997年から当社代表取締役社長として、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、発展に努めてまいりました。また、当社海外子会社の董事長を兼任しており、グローバルな事業展開・経営監督面において高い識見を有しております。今後はこれまで培ってきた豊富な経験と見識を活かし、取締役会における重要事項の意思決定および経営全般に対する助言・監督を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することが期待されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・森　誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。森誠氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

候補者番号 2 再任 森　仁志（もり　ひとし） (1976年2月21日生) ■所有する当社の株式数 92,600株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	2004年４月　当社入社 2012年１月　アキュロムU．S．A．インコーポレーテッド取締役 2015年３月　当社本社製造部長 2016年４月　有限会社シーマックス代表取締役（現任） 2021年３月　富士エンジニアリング株式会社代表取締役社長 2024年３月　当社執行役員管理副部門長 2024年４月　PT.FUJI PRESISI-TOOL INDONESIA筆頭コミサリス（現任） 2025年５月　当社取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ 有限会社シーマックス代表取締役

取締役候補者とした理由

・森　仁志氏は、社外出向（トヨタ自動車株式会社・ユニオンツール株式会社）を含め、アキュロムU．S．A．インコーポレーテッド取締役や富士エンジニアリング株式会社代表取締役社長を経験してまいりました。当社においては、本社製造部長及び執行役員管理副部門長として、マネジメントを展開してまいりました。取締役就任後は、強いリーダーシップで会社全体の管理強化に取り組まれてまいりました。海外赴任や数多くの国内出向での豊富な経験を活かし、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・森　仁志氏は、PT.FUJI PRESISI-TOOL INDONESIAの筆頭コミサリスを兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。

・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。森仁志氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

候補者番号 3 再任 篠田（しのだ） 直毅（なおき） (1970年10月27日生) ■所有する当社の株式数 3,600株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	1996年４月　当社入社 2016年３月　当社技術部長 2017年４月　アキュロムセントラルヨーロッパ有限会社取締役 2018年３月　当社執行役員技術部門長 2020年３月　韓富エンジニアリング株式会社取締役 2020年６月　アキュロムU．S．A．インコーポレーテッド取締役 2021年３月　志賀機械工業株式会社取締役 2021年４月　アキュロムメキシコ株式会社取締役 2022年３月　富士エンジニアリング株式会社取締役 2023年５月　当社常務取締役技術部門長 2024年３月　当社常務取締役営業部門長 2026年３月　当社常務取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ なし

取締役候補者とした理由

・篠田直毅氏は、技術部に配属され、設計から技術提案まで幅広い分野で力を発揮してまいりました。営業部と一体となってお客様へ同行し、お客様から頂いた困りごとを持ち帰っては、改善に寄与すべく徹底的に調査する、強い責任感と精神力を兼ね備えており、その実績・知見は高く評価できます。また、海外での経験も豊富であり、現在は、常務取締役として、技術面だけでなく、販路拡大を中心に職務遂行しております。今後は、より高いレベルで当社の営業部門と技術部門の発展を遂げるために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・篠田直毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。篠田直毅氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

候補者番号 4 新任 蓮沼（はすぬま） 義浩（よしひろ） (1965年2月10日生) ■所有する当社の株式数 2,800株	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
	1988年４月　当社入社 2005年３月　広州富士工具有限公司総経理 2012年３月　当社本社製造部長 2015年３月　当社執行役員 大連富士工具有限公司総経理 2023年３月　当社常務執行役員（現任） 2024年１月　大連富士工具有限公司副董事長（現任） ［重要な兼職の状況］ なし

取締役候補者とした理由

・蓮沼義浩氏は、新任の取締役候補者であります。生産技術のエンジニアとして従事し、その後、アメリカ・中国の海外赴任経験があります。特に中国においては、広州富士工具有限公司を立上げ、同社および大連富士工具有限公司と2拠点の総経理を歴任し、当社中国事業の拡大に大きく貢献しました。また、当社の本社製造部長時は、モノづくり企業としての基盤構築を推進したマネジメント能力は高く評価されます。当社の生産部門の拡大と海外展開を支える人材として取締役としての選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・蓮沼義浩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。蓮沼義浩氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

候補者番号 5

再任
社外
独立

小川（おがわ）　桂子（けいこ）
(1955年12月5日生)
■所有する当社の株式数
200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1989年 8 月　ユニオンツール株式会社入社 2007年12月　同社内部監査室長 2014年 2 月　同社執行役員内部監査部長 2018年 3 月　同社執行役員管理本部長 2020年 3 月　同社常勤監査役 2022年 3 月　同社執行役員マーケティング本部長 2024年 5 月　当社社外取締役（現任） 2026年 3 月　ユニオンツール株式会社顧問（現任） ［重要な兼職の状況］ ユニオンツール株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

・小川桂子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の顧問として活躍されており、その実績・識見は高く評価でき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

・小川桂子氏は、ユニオンツール株式会社の顧問であり、当社は同社との間に商品供給等の取引関係があります。
・小川桂子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
・当社は、小川桂子氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
・当社は小川桂子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。小川桂子氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

候補者番号 6

再任
社外
独立

近藤（こんどう） 隆弘（たかひろ）
(1958年1月1日生)
■所有する当社の株式数
500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年４月　豊田通商株式会社入社
2006年３月　同社繊維機械部長
2009年６月　同社執行役員兼中国総代表
2014年４月　同社常務執行役員
2018年４月　同社専務執行役員兼アジアCEO
2020年３月　同社副社長CCO
2020年６月　同社代表取締役副社長CCO
2024年６月　同社シニアエグゼクティブアドバイザー
2024年８月　当社アドバイザー
2025年５月　当社社外取締役（現任）
［重要な兼職の状況］
なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

・近藤隆弘氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、豊田通商株式会社の代表取締役副社長等を歴任され、グローバル経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に中国ビジネスのエキスパートです。当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

・近藤隆弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
・近藤隆弘氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
・当社は、近藤隆弘氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
・当社は近藤隆弘氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
・当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。近藤隆弘氏が取締役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
大場（おおば）　智恵美（ちえみ） (1961年３月23日生) ■所有する当社の株式数 －	1990年４月　ユニオンツール株式会社入社 2018年３月　同社内部監査部長 2021年３月　同社常勤監査役（現任） 同社子会社台湾佑能工具股份有限公司監査役（現任） 2022年３月　同社子会社佑能工具（上海）有限公司監査役（現任） 同社子会社東莞佑能工具有限公司監査役（現任） ［重要な兼職の状況］ ユニオンツール株式会社常勤監査役

補欠の社外監査役候補者とした理由

・大場智恵美氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、ユニオンツール株式会社の内部監査部長を務められるなど、企業経営に高い見識を有しており、現在は同社及び子会社の監査役として活躍されております。監査役としての責務や業務内容を充分に理解されておられることから、社外監査役に就任された際には、適法性及び妥当性の監査を客観的な視点から的確に行っていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

その他補欠の社外監査役候補者に関する特記事項

・大場智恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
・大場智恵美氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任された際には、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
・大場智恵美氏が社外監査役に就任された際には、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
・当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。大場智恵美氏が社外監査役に就任された際には、当該保険契約の被保険者に含められます。なお、当該保険契約は2026年６月に更新される予定です。

＜株主提案（第４号議案）＞

第４号議案　社外取締役選任の件

第４号議案は、個人株主１名による株主提案（以下、「本株主提案」という。）であります。

議案の議案名、提案の内容及び提案の理由は、形式的な修正を除いて提出された書面の原文のまま記載をしています。

第4号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会は、第4号議案に反対いたします。

第４号議案に対する反対の理由は本議案末に記載しています。

第４号議案　社外取締役選任の件

第68回定時株主総会において、下記の社外取締役3名の選任をお願いするものであります。

(氏名生年月日、経歴、選任の理由)

1 桑島 浩彰(くわじま ひろあき、1980年11月29日生)

2003年　５月 三菱商事(株)入社
2010年　５月 ハーバード大学経営大学院およびケネディ行政大学院共同学位プログラム修了(MBA/MPA)
2010年　９月 (株)ドリームインキュベータ入社
2012年　４月 青山社中(株) 共同代表 CFO 就任
2016年　４月 リンカーズ(株) 専務取締役 (LINKERSINTERNATIONL CORPORATION 代表取締役社長兼 CEO)
2018年　８月 カリフォルニア大学バークレー校日本研究センター客員研究員
2018年１２月 (株)K&アソシエイツ 代表取締役(現任)
2021年　４月 カリフォルニア大学バークレー校ハース経営大学院 ハース･エグゼクティブ･フェロー(現任)
2021年１０月 東京財団政策研究所 主席研究員(現任)
2024年　３月 株式会社メタプラネット取締役(現任)

選任の理由

桑島浩彰氏は、社外取締役候補者であります。

桑島浩彰氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、企業経営及び学術分野において20年以上にわたる豊富な経験を有していることから、新規事業の立上げにより事業構造の抜本的な改革を図る当社の取締役として適任であると判断しており、当社の経営全般に助言をいただき、

当社のコーポレート･ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
なお桑島浩彰氏は株主および富士精工株式会社との間に特別の利害関係はありません。

2 成迫 好洋(なるさこ よしひろ、1961年1月24日生)
1983年　5月 株式会社九州リースサービス入社
1996年１２月 キューサイ株式会社入社
2017年１１月 株式会社 TMH 社外監査役(現任)
2020年　9月 株式会社 Be win 社外監査役(現任)
2023年　2月 株式会社 TMH 常勤監査役(現任)
2025年　　堀田丸正株式会社 (2025年11月11日 Bitcoin Japan 株式会社へ変更)
取締役(現任)

選任の理由
成迫好洋氏は、現在、複数の会社の監査役を現任されており、その豊富な監査役経験を通じて、企業統治のあり方、内部統制システムの有効性、および法令遵守体制の構築に関して深い知見を有しております。同氏は、監査役として培われた高い独立性と客観的な視点を持ち合わせており、会社の業務執行に対する監視･監督機能を強化し、透明性の高い経営体制を確立する上で不可欠な存在であると判断いたしました。特に、会社法をはじめとする関連法令への深い理解は、当社の経営におけるリスク管理とコンプライアンスの徹底に大きく貢献するものと期待されます。監査役として培われた牽制機能と専門的視点を経営戦略の策定･実行に活かし、企業価値の持続的な向上に繋げてまいります。よって、取締役候補者として選任をお願いするものであります。
成迫好洋氏は株主および富士精工株式会社との間に特別の利害関係はありません。

3 田代 卓 (たしろ たかし、1986年1月7日生)
2016年１２月 株式会社リミックスポイント 入社
2016年１２月 株式会社ビットポイントジャパン マーケティング部長
2019年　4月 同社 経営企画部長
2020年　5月 同社 取締役 CSO
2022年　5月 同社 代表取締役社長(現任)
2022年　9月 株式会社ビットポイント･ホールディングス(現イプシロン･ホールディングス株式会社) 取締役
2022年　9月 SBI クリプトアセットホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任)
2023年　4月 株式会社 HashHub 取締役(現任)
2023年１２月 SBI XDC Network APAC 株式会社 取締役(現任)

2024年　4月 SBI デジタルファイナンス株式会社 取締役(現任)
2025年　　株式会社リミックスポイント 代表取締役社長 CEO(2025 年9月30 日辞任)

選任の理由
田代卓氏は、株式会社ビットポイントジャパンにおいて、代表取締役社長を務めております。同氏の暗号資産をはじめとする豊富な金融関連知識や経営経験等は当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。
なお田代 卓氏は株主および富士精工株式会社との間に特別の利害関係はありません。

■ 当社の取締役会が第４号議案に反対する理由

1. 候補者の適格性を確認するためのプロセスを実施できなかったため
当社では、すべての取締役候補者について、独立社外取締役等で構成される「指名・報酬諮問委員会」において適格性を評価し、その答申を踏まえて取締役会が選任議案を決定することを原則としています。
本株主提案に関し、
・提案に至った背景の把握
・候補者の経歴内容の確認
・候補者の意向および当社との適合性の確認
等を確認するため本提案株主様との対話を求めましたが、面談は実現せず、候補者と連絡を取る手段を得ることができませんでした。
その結果、候補者の意向・見識、職務遂行への考え方、経歴情報の真正性、当社事業に関する理解など、評価に不可欠な事項を確認できない状況にあります。
当社の企業統治の枠組みに照らし、適格性評価を適切に行うことができない点は看過できず、当該候補者の適格性を判断することは困難であると判断しております。

2. 当社取締役会の構成方針との整合性を検証するための前提が欠如しているため
当社の取締役会は、その実効性を確保するため、
・当社グループの事業に関する深い知見
・財務会計、リスク管理、法務・コンプライアンス等の多様な専門性
・組織全体としてのバランス
等を重視した構成を基本としております。
指名・報酬諮問委員会において、こうした基準に基づき検討した結果、会社が提示する取締役候補者が、現時点で最も適切かつバランスの取れた構成であるとの結論に至っています。

一方、本株主提案候補者3名につきましては、必要な情報が得られておらず、当社が定める構成方針との整合性を検証することが事実上困難な状況にあります。

当社取締役会としては、構成の適否を客観的に判断するための前提が整っていない以上、慎重な姿勢を取らざるを得ないと考えております。

3. 不確実な状況下での選任は、取締役会として株主に対する責任を十分に果たし得ないため

候補者に関する重要事項が確認できないまま取締役の選任を行うことは、取締役会の機能発揮や経営の安定性に影響を及ぼすおそれがあり、慎重な検討を要するものと認識しております。

特に、

・候補者との連絡・対話の手段が得られていないこと
・経歴情報の真正性を確認できていないこと
・就任意思や職務遂行への姿勢が把握できていないこと

といった点は、選任後の適切な職務執行に直接影響する事項です。

取締役会は、株主様から付託された経営監督機能を適切に果たす責任を負っており、十分な情報が得られない状況で選任を行うことは、株主様に対する責任ある判断とは言い難いものと考えております。

以上

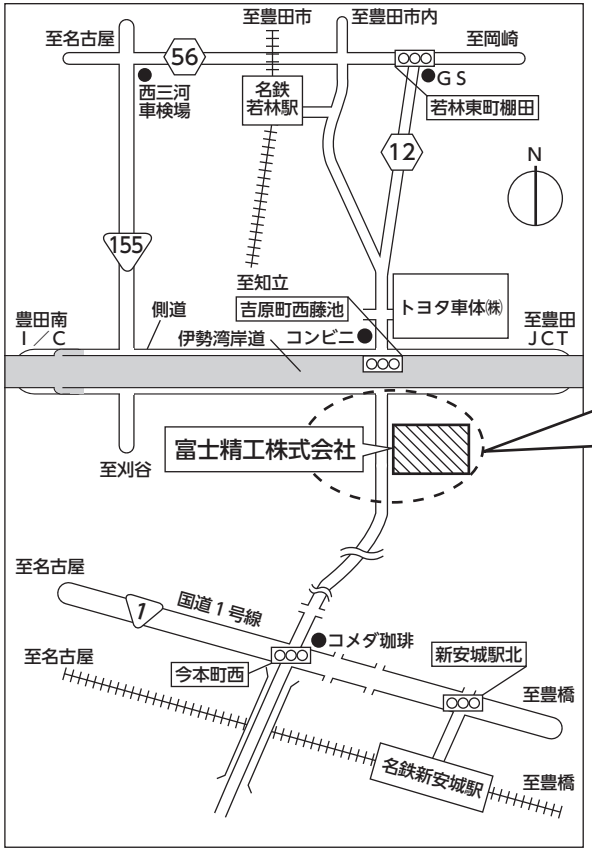
株主総会会場ご案内略図

会　場

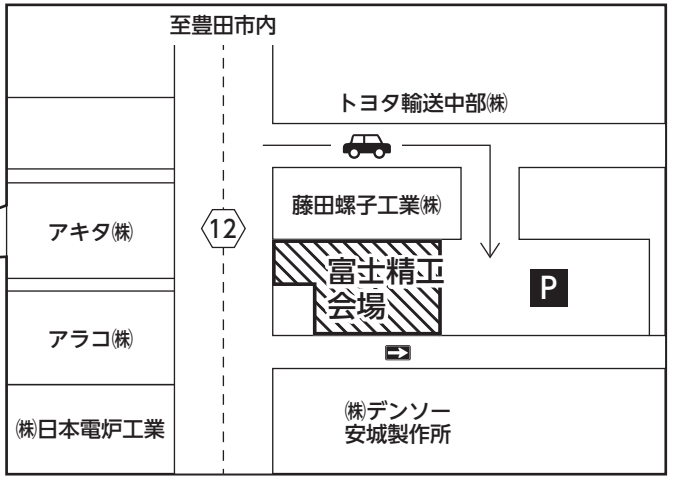
愛知県豊田市吉原町平子26番地
当社本社
TEL　0565−53−6611（代表）

交　通

公共交通機関でお越しの場合
・名鉄本線　　新安城駅下車　北口よりタクシー　約10分
・名鉄三河線　若林駅下車　　タクシー　　約10分
お車でお越しの場合
・伊勢湾岸道　豊田南インターより　　約5分



名鉄本線　新安城駅北口から、午前９時20分発の送迎バスを運行いたしますので、ご利用ください。



※お車でお越しの際は、駐車場までお越しください。
駐車場では係りの者が案内いたします。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。